

徳川家康の関東転封に関する諸問題

川 田 貞 夫

- 一、はじめに
- 二、転封の経過
- 三、江戸入部
- 四、知行割
- 五、転封の意味
- 六、むすび

一

天正十八年（一五九〇）、後北条氏没落のあとをうけて、徳川家康が豊臣秀吉の意志に従って関東に転封したのは、多くの問題点をもつ課題である。それは特に、豊臣政権の全国的支配機構の具体策として打出された知行割として考察した場合、その規模と深度との両面において、きわめて重要な意義をもつ。すなわち、天正十五年九州征伐の後おこなわれた毛利氏の転封は実現しなかつたから、家康の関東転封のみが、秀吉による全国知行割の代表的事例となるわけであり、知行割研究の好個の対象となりうるものである。

そしてまた、この家康の関東転封は、被転封者が家康である点で、特異な意義を内含しているように思われる。すなわち家康の関東転封は、統一政権の権力者たる秀吉によつて指向された、関東以东における封建的支配体制の強化の一環として実施されたものであり、その実現過程は終始一貫して秀吉の軍事行動に相関規制されつゝ具体化している色彩が濃いことである。もちろんそれは、秀吉と家康両者の実力の微妙な差異に起因していることはいうまでもないが、こゝにまたこの転封の特殊性と歴史的意義を考えるうえにおいて、等閑視できない示唆が存在しているようである。いうまでもなく、この課題に対しては先学の研究^(註)はある。しかし私は、それらを踏まえて問題を一步前進させうればと思ふ論を起してみた。以下私見を呈示して、大方の御批判を仰ぎたいと思う。

註 田中義成博士「豊臣時代史」・「東京市史稿」皇城篇一・「徳川家康と其周囲」（岡崎市史別巻）・三上参次博士「江戸時代史」・中村孝也博士「徳川家康文書の研究」・藤野保博士「幕藩体制史の研究」等。

従来、家康の関東転封にいたる過程については、「乙骨太郎左衛門覚書」をはじめとして、「天正日記」あるいは「家忠日記」を中心に、伊豆経営に関する本多正信の書状、また「浅野家文書」所収氏名未詳書状等の史料を使用して論じられている。^(註1)しかし、その多くは個々の史料の孤立的な解釈にとどまり、横の連絡があまり見られないことを遺憾とする。そこで私は、不十分ながらも、先学の研究に導かれつつ、それら史料の相互に、位置付ならびに意味付をなすことによつて、家康関東転封の実現にいたる過程を具体的に解き明かして見たいと思う。

豊臣秀吉・北条氏直両者の間に立つての家康の和平交渉もむなしく、天正十八年三月一日、秀吉は大軍を率いて京都を進発した。これより先東海道の先陣をうけた家康は、本隊を率いて二月二十四日長久保に到着していた。三月二十七日、秀吉は沼津まで東下し、翌二十八日長久保に家康を訪れて戦略を議した。そして、この日の伊豆山中城の攻略を契機として、戦闘は各方面に拡大していった。四月に入ると、前田利家・上杉景勝等による信濃方面からの関東西北部への攻撃が着々効を奏し、松井田・西牧・厩橋・箕輪等の各城は開城し、上野国は平定された。一方、この月の下旬から浅野長吉・木村吉清、そして家康麾下の本多忠勝・平岩親吉・鳥居元忠等の一隊は、武蔵・両総方面の鎮庄に向い、五月に入ると武蔵・両総における北条氏服属の諸城はほとんど落ちて、六月には小田原・葦山・忍・八王寺・鉢形・津久井の数城を残すのみであった。^(註2)かくして七月五日、五カ月にわたる抵抗の甲斐もむなしく、当主氏直は

小田原城を開いた。そして翌六日、片桐直倫・脇坂安治、それに家康配下の榊原康政等が城を受取り、十日には家康が入城、さらに十三日には秀吉が入城し、こゝに北条氏は完全に征服されたのである。^(註3)

以上が北条氏征伐の大雑把な経過であるが、この役において占める家康の存在はすこぶる大きく、かつ微妙であつた。すなわち、家康はその実力においてあなどりがたい東海の雄であり、その女督姫は北条氏の当主氏直の室であつた。また、家康の領国のうち三・遠・駿は、東海道の要枢に位置している関係上、秀吉が大軍を進めるためには、ぜひ確保しなければならぬ要地であつた。^(註4)したがつて、家康の去就は、秀吉・氏直双方にとつての関心とそして利害に、多大な影響をもたらすものであつたことはいうまでもない。結局家康は秀吉に加担したが、それは単なる彼の時局洞察に基づく判断にすぎなかつたのであろうか。

そも／＼、秀吉がそのような家康を北条氏征伐に参加させた経緯を示すものとして、従前から「乙骨太郎左衛門覚書」が知られている。すなわち、

是之年極月ニ、^(天正十七年)太閤様より家康様江被仰付候者、氏直を打取へき間、貴殿先かけを被成候へ、左候ハ、^(秀吉)関東八州可被遣との御詔ニ付、家康様御尤と御意被成候。^(天正十八年)明ハ寅之二月、御陣触有之候ニ付而、^(註5)太郎左衛門父子も参候時、家康様、右之事御物語被遊候。

「徳川家康と其周囲」では、この「覚書」について「秀吉は、家康と北条氏との関係を考慮して、北条氏を亡さばその領国を家康に与へんとの口

約は、北条氏討伐の軍を発せんとして家康と京都に於て会見せる時なりと考へられぬでも無い」と解釈している。^(註6)私も、秀吉が家康と姻戚浅からぬ北条氏の征伐に家康を起用するに際し、家康の参陣と、北条氏の遺領配分に家康を与らしめることとを交換条件としたという論旨に異論はない。しかし、同書は別のところで、「武功雜記」に見える十八年三月に秀吉が東下の途中、浮島原で「駕ヨリ御出、富士山ヲ御覽シテ、見事ナル山カナ。今度小田原御ツフシ候ハ、関八州権現様へ可被遣」と約束したという一条を引き、「秀吉が関東転封の意向を家康に漏せる事については種々の伝へがある」と解説している。^(註7)これに従えば、「武功雜記」の内容を、秀吉が転封の意向を漏らしたものと看做しているわけである。先のように、北条氏の遺領を「与へん」と口約したという場合には、家康の領国を増する意味にも受取れるが、こゝでは「関東転封」といつているのであるから、前後矛盾した解釈であるといわねばならない。しかし、この二つの解釈を同一書に併記していることは、筆者が矛盾を感じていない、すなわち「与へん」という語を「転封」という語と同義に使用しているのかも知れない。それなら、はたしてこの解釈は当をえているであろうか。今、「覚書」・「武功雜記」の両史料を虚心に見詰めれば、いずれも「関八州」を「可被遣」と記している。この語からは「加増」の意味は見出しうるとしても、「転封」の意味は見出しえないのではなからうか。したがって、私は、秀吉と家康との間に交された約束というのは、北条氏滅亡後はその遺領を与えるに増する、その代りに家康は北

条氏征伐に参加し、先陣を勤めるということであつたと解したい。北条氏征伐の具体的見通しの確定せざる当時において、転封という漠然とした約束で、はたして家康という大魚がうまく釣れるかどうかすこぶる疑問であり、しかも後述のごとく、関東転封が優遇であるとは考えられないし、また家康が希望していたとも考えられないからである。

以上述べたところの、秀吉の当初における約束の内容が「加増」であつたとする私見は、従来の「転封」であつたとする説と大きく相違する。そこで別の史料によつて、私見を補強したい。

次のような本多佐渡守正信の書状がある。

尚々其元御才覚専一候。近日伊熊も可被参候条、諸事可被相談候。返々豆州之儀者、はや／＼殿様へ被進候間、可有其御心得候。以上。

豆州在々小屋入仕候。百姓衆罷出、田畑毛等之儀仕付候様ニ、可有御肝煎候。此時候条、無御油断、御才覚肝要候。下田へハ、天野三郎兵衛被遣候間、若々御用之儀候者、天三兵まで可被仰遣候。其元之儀者、貴所御肝煎候へと、朝弥太奉之にて被仰出候。弥可然様、御肝煎専一候。猶從朝弥太可被仰候。恐々謹言。

本多佐渡守

(天正十八年)

卯月廿三日

星野修理殿

参

正信(花押)

(註8)

追書に「豆州之儀者、はや／＼殿様へ被進候間、可有其御心得候」云々とある一節に注意したい。これは明らかに伊豆国が秀吉より家康に附与されたことを示している。「徳川家康と其周囲」では、これについて「家康の伊豆経営に着手せる事は既に早くよりなる事が知らるゝ」と解説するにとどまるが、相田二郎氏は「伊豆国の完全な平定を見るか見ない中に、早くも家康に之を与へてゐるところを見ると、秀吉から家康に關八州を与へる約束は、小田原征伐開始以前に取極めてあつたものと考えべきである」と説いている。^(註9)しかし、元来伊豆国は關八州に含まれるものではない、これが家康に附与せられたからとて、關八州全域を与える（あるいは転封の）約束が、小田原征伐開始以前に確と取極めてあつたと考えるのは早計の感があり、躊躇せざるをえない。それよりも、これは、秀吉が先に家康に対して北条氏の遺領を与えると約束した、その意向に基づく加増であると見た方が妥当であると思う。すなわち、従来の家康領国、三・遠・駿・甲・信に、今、新たに伊豆国がプラスされたのである。家康の領国が、秀吉の掌中に収められた事實は、四月初旬頃にはまつたく所見がない。そうしたことなくして、伊豆国が家康に与えられているのは、元来の家康五カ国に、伊豆国がプラスされたことにはかならないと思う。転封しようとの考えは、早くから秀吉の脳裡に熟していたとしても、秀吉はまず、北条氏の遺領を加増のかたちで与えることで家康に応接していることが、以上によつて理解できるであらう。

しかし、その北条氏の遺領を加増するという約束も、当初においては

きわめて曖昧な域を出ていなかったものと想像される。なぜなら、北条氏征伐が、その降服によつて早急に解決した場合を考慮しておかねばならないであらう。その場合には、その領国は著しく削減されるであろうが、關東において知行を保持しうることは十分に予測できる。島津氏の場合のごとく――。また秀吉は、小田原城に籠る北条氏の重臣松田憲秀を誘うに、伊豆・相模の二カ国をもつて、これを遇せんとした事實^(註11)があるのでも諒承されよう。こうしたことは、秀吉と家康両者間の約束が、転封あるいは加増であつたにせよ、確固たる具体的内容をもつものではなかつたことを雄弁に物語つていえるといえよう。

このような不確実な加増の約束は、やがて一変することになった。

「天正日記」（小宮山纓介校註本）五月二十七日条に、

山中山しろどのよりあん内あり。江戸とすると御とりかへの由と見える。「東京市史稿」では、この条について「秀吉ガ關東移封ノ意ヲ明ニ徳川家康ニ伝へ、同時ニ之ガ居城トシテ江戸城ヲ推薦シタル者ナル可シ」と解説^(註12)しており、私も賛成である。ただし、これまでの秀吉の意向は加増であつたはずであるが、この条では「御とりかへ」と記しているのである。そこで私は、この日秀吉は転封の意向を家康にはじめて正式に伝えて来た、すなわち先の加増が転封に一変したのであると考える。「天正日記」の筆者が、ことさらに本条を書留めたのは、そういう事情があつたからではなからうか。

右述の事實は、次の岡田新八郎利世の書状によつて、さらに立証され

るであらう。

一、○中 上州之事、家康へまいり候事必定と、相聞申候間、家康へ御佗言候やうにと存候て、内府へも、大かた申籠候。内府へ被仰候者、家康之御まへへ、可相済かと存候。

略○中

一、此間へ、近年家康之御分国を、一円ニ内府へ可被遣候と申候キ。三川国ニ別人を御をき候て、其かはりニ、上州を内府へ被遣候はんなど、たゞ今、御本陣より被越候人被申候。あはれ／＼。さ様ニも御入候へへ、彦三様御身上、其まゝ相済申事候。兎角、いづれの道ニても、内府を御頼候て、家康へ御理候てへ、はづれぬ御事たるへきと存候。

六月八日付岡田利世(註14)の小幡兵衛尉(履歴未詳)宛書状の一部である。利世は織田信雄の家臣、小幡は北条氏の家臣である。利世は故あつて、北条氏征伐落着後の小幡ならびに彦三郎なる両名のためを思つて、その身上斡旋について心を砕いていた。小幡等の知行地は上野国にあるがため、両名には誰人が上野国を領することになるか、それは一大関心事であつた。そこで今も、上野が家康・信雄いずれの領有に帰するかにつき新情報を伝えて、結局信雄に通款しておけば安心であると教示している。

この書状によれば、秀吉は「此間」、家康の分国をすべて織田信雄に与えるといったという。「此間」とは、先の「天正日記」五月二十七日条と無関係でなからう。つまり秀吉は、その日家康にはじめて関東転封

の意向を伝えるとともに、信雄には家康のあとへ転封すべき旨を伝えたものと思われる。したがつて六月初旬当時には、加増が転封にvari、しかもその通告済であつたことは確実である。しかるに本状では、別に「上州之事、家康へまいり候事必定と、相聞申候」と述べ、その一方で「三川国ニ別人を御をき候て、其かはりニ、上州を内府へ被遣候はん」云々と述べている。これは上野国の処分、いまだ決定せざる当時の情況を示すものにほかならない。畢竟、転封するとは秀吉から口外されたが、家康が新領国関東で領有しうる国は、依然未確定なのである。つまり転封の正式具体的決定は見えていないのである。それがすべて確定するには、なお日時が必要とされるのだ。

さて、次の段階の転封に関する史料を検索すると、「天正日記」六月二十八日条に、

江戸の事、今日きまるなり。

と見える。また、「浅野家文書」に収録されている、七月四日付と推定される氏名未詳書状(註15)には、

一、家康をも江戸まで被召連、江戸之御普請可被仰付之由、御誕被成候事。

との一条がある。この二史料によつて、江戸が関東経営の根拠地に決定したことが明らかである。居城地は、家康の転封が確定し、しかもその領有に帰する国が完全に具体化したのちに決定されるものと見た方が妥当であるから、この二書状執筆の当時には家康が関東において領有しう

る領国はすべて確定していた、すなわち転封の正式決定と、その通告は済んでいたと考えられるのである。それはまた、次の家康書状案によっても立証されよう。

尊翰拜見、其旨存候。仍一宮之儀承候。彼宮之事者、社領并証文以下、雖出申候、火事ニ致紛失候。神主種々、雖申候、我々関東へ被仰付候間、只今申上候儀ハ、遠慮存候。彼宮者、先年乱入、悉焼失申候へ共、拙者如前々、建立申儀候。委細局可申候。恐惶謹言。

(天正十八年)
七月十一日

(尊朝法親王)
青蓮院
尊報

家康

(註16)

本書は、家康から青蓮院宮尊朝法親王に宛て認められたものであるが、家康は親王に対して、遠江国一宮の神官の愁訴について、只今は処理しかねる旨を申し立てゝいる。その理由は「我々関東へ被仰付候間」といつているので、秀吉から関東転封を命ぜられたことが明瞭である。本書の日付は七月十一日である。かゝる重大事を、正式通告を受理することなくして、当事者たる家康が尊朝法親王に口外するであろうか。やはり正式通告は、十一日以前にあつたと見る方が妥当のようである。^(註18)

もつとも「東京市史稿」でも、通説で転封が正式に決定した日とされている七月十三日について、この日は「一般ノ論功行賞ト共ニ之ヲ公表シタル日ヲ指ス者ナル可シ」^(註19)、また「家康ノ関東転封ガ是ヨリ先已ニ直接ノ授受ニ成リ、是日ハ単ニ披露ニ止マリ」^(註20)云々と説いている。すなわち

関東転封は、秀吉・家康当事者間には、十三日以前に決定されていたとの見解であるから、私見と同じである。しかるに「東京市史稿」以後の論著の多くが、いまだに七月十三日を正式発表の日、あるいは関東転封が決定された日と明記している。これは公表と関東転封決定との両語を、同義に使用しているためとも考えられるが、転封の正式通告は公表の有無にかゝわりないのであり、上述したように家康は転封の正式通告を十三日以前にうけているのであるから、十三日を家康に対する正式の発表の日と規定するのは正しくないと思う。「東京市史稿」でいう公表日と記してしかるべきではなからうか。

以上縷述して来たことによつて、秀吉はまず加増すること成家康に對したこと、すなわち当初から転封の約束はなかつたこと。その加増も具体的内容をもつものではなく、そして家康に与えられる国が具体化していく過程において、秀吉の抱いていた構想にそつて転封という方向に変わり、それは漸次具現化されていった、と結論できると思う。

しかれば、秀吉はどうしてそのような過程を踏んだのであろうか。幕末に、幕吏の俊才をもつて聞えの高い川路左衛門尉聖謨は、奈良奉行在職中の一日、人から尋ねられて、次のように答えている。

太閤殿下の、東照宮の関東へ御入国の含は、北条を御征伐の御目ろみと、同じ時に御考ありたるなるへし。其訳は、小田原へ御下りにて、途中御城をは太閤の御借用也。日本中之人数十六万人余の人々を集て、小田原を攻つふしたり。其勢にて、御国替のこと被仰出た

これは、神慮にても否とは仰られかたき也。太閤の小田原を滅すはやすけれども、東照宮を関東へうつし奉らむことは、別而かたき事也。御代々の御国を奪ひて、関東へうつし奉るに、北条よりはしめしとは、さてもく存外のところより手をかけたるもの也。^(註21)

秀吉が、家康を関東に転封せんと意図を抱いたのは、北条氏征伐を企画したのと同時である。それは秀吉東下に際しては、東海道に位置する家康領国内の諸城は、秀吉の借用するところであるし、また十六万の大軍を率いて小田原攻撃をしたのであるから、その有利な立場を背景にして国替を命じたから、さしもの家康も拒否できなかった、と聖謨は述べている。北条氏を撃滅したのは、家康をそのあとに転封せんがためとの論旨には賛成できないが、北条氏亡きあとに家康を配置しようとは考慮していたかも知れない。そのあたりの判断は難しいが、要するに聖謨の論述の要点は、秀吉は北条氏征伐の過程において、自己の優勢なる背景のもとに、転封を実行したというのであろう。

私はこの聖謨の論旨に賛成したい。なぜなら、当時における家康の実力と立場(氏直の外舅であること)を考えると、その去就は、秀吉にとつて重大な結果をもたらすのはいうまでもないし、しかもその家康を東海道の先陣に起用している。そのように家康を利用するのには、秀吉は優遇すること、すなわち既述のように、はじめは加増をもつて家康を誘つたのである。そうして軍事行動が開始され、小田原落城の見通しがついたとき(実際前述のように五月中にはほとんどの城が落ちてしまつて

いる)その優勢な地位に立つて、家康に転封を命じたのであると思う。事実、上述のごとく、家康転封実現にいたる全過程は、北条氏征伐進行中におこなわれている。蓋し、北条氏征伐の過程にそつて、軍事的に、また政治的に問題を処理しようとする、秀吉一流の駆引にまきこまれて、家康は従わざるをえなかつたのであろう。

註1 「東京市史稿」皇城篇一・「徳川家康と其周囲」(岡崎市史別巻)・中村孝也博士「徳川家康文書の研究」中巻。

2 辻善之助博士・井上一次氏監修「大日本戦史」三所収小田原の役(相田二郎氏執筆)。

3 「小早川家文書」一の一五一・「浅野家文書」三一および四〇・「家忠日記」(文科大学史誌叢書)七月五日十日十三日の各条。なお、小稿に引用した史料のうち「小早川家文書」・「浅野家文書」・「島津家文書」等は東京大学史料編纂所編纂「大日本古文書」により、そのほかの文書類は、とくに註記のないかぎり、すべて東京大学史料編纂所架蔵の影写本によつてゐる。

4 花見朔巳氏「安土桃山時代」(綜合日本史大系八)四七九頁。

5 内閣文庫蔵本。

6 「徳川家康と其周囲」下巻の五六〇頁。

7 右同書五五八頁。なお「前橋酒井家旧蔵聞書」にも、「武功雜記」と同様の記載がある。

8 星谷文書。

9 「徳川家康と其周囲」下巻の五五九頁。

10 「大日本戦史」三所収小田原の役二〇三頁。なお相田氏は、別節で「秀吉はこの役を起す前に予て家康に北条氏の領国を与へることを約束してゐたから、今こゝに小田原の落去を見るに及んで悉く之を家康に与へた」(二五一頁)と述べているところから察するに、氏も附与という語を転封と同義に使用したと思われる。

11 「古今消息集」・「太閤記」・「武徳編年集成」六月初旬のことであるが、

事前に発覚して、松田憲秀の寝返りは失敗におわっている。

- 12 「東京市史稿」皇城篇一の二九〇頁。なお、「本多家武功聞書」・「武備神本抄」等に、これより先奥州転封の噂が流れたために、本多・井伊・榊原等の将が立腹したところ、家康が彼等を慰撫した由が記されているが、奥州の帰趨のいまだ判然とせざる当時において、かゝる大事を秀吉が真実通告しうるか大いに疑問であり、事実無根の噂といえよう。

- 13 「小幡文書」。

- 14 履歴未詳。「織田信雄分限帳」(統群書類従 第二五輯武家部)に「岡田新八」との所見があるが、これか。彼が信雄の家臣であることは、本書状からも窺知できる。

- 15 「浅野家文書」五四。この書状は、文末に欠脱があり、日付・差出人を欠くが、文中「にら山相済候付而、一昨日二日ニ、悉御人数共、小田原表(下欠)」とある一条が、浅野長吉宛一柳可遊の七月四日付書状(「浅野家文書」四三)に「昨日にら山の御人数、悉此表へ被相越候」とある一節に相応するゆえ、七月四日の執筆であることが判明する。

- 16 「天宮神社文書」。天宮神社は、静岡県周智郡森町天宮字宮山に位置する。

- 17 一宮は、静岡県周智郡一宮村宮代に位置する小国神社のことである(「静岡県周智郡誌」)。たゞし、中村孝也博士は「一宮は遠江天宮」(あめのみや)のことであると説明しておられる(「徳川家康文書の研究」下巻之二の一八二頁)。

- 18 なお、本文書に関連あると思われる、次のような尊朝法親王の書状がある。

先度内々得賢意候。就遠州一宮天宮同社僧蓮花寺々社領之儀、自旧冬、神主令在京、及訴訟候処、先判依無之、御朱印令遅滞由候。御分國之刻、寺社領御寄進候段、於無其紛者、被加尊意、落着候様、御取成尤可為神妙候。彼宮異于他、勅願所之候儀条、如此候。今度以重相尊詞、兩社共建立成就由申候。不然者永代及断絶候段、歎敷次第候。被廻賢慮、寺社於御興隆者、併可為国家安全御懇祈候。穴賢。

六月十八日

尊朝

江戸大納言殿

(天宮神社文書)

中村博士は、前掲家康書状案は本状に対する返書であると判断して、本状を天正十八年と推定されている(「徳川家康文書の研究」下巻之二の一八三頁)。これが真実であるなら、早くも六月十八日当時に「江戸大納言」と宛名書されるほどに、家康の関東転封は周知の事実になっていたことになり、時期的に疑わしい。しかも文中には「御分國之刻」云々とあり、家康はすでに三・遠・駿・甲・信の旧五ヶ国を完全に離れているわけである。これだけのことを、天正十八年六月十八日当時において、はたして尊朝法親王が筆記しうるものかどうか大いに疑問であり、したがって本状は天正十九年以降、文祿四年以前の筆にかゝる書状であると思う(家康は文祿五年五月任内大臣)。

- 19 「東京市史稿」皇城篇一の三〇二頁。

右同書三〇三頁。

- 20 「寧府記事」嘉永二年四月二日条。

三

一般に、家康が、その居城地たる江戸に入部したのは、天正十八年八月一日がはじめてのようにいわれている。^(註1)この日は「関東御入国」とか、

「江戸御打入」とかいわれて人口に膾炙し、江戸時代を通じては「八朔」と称して祭日にされていた。^(註2)しからば、この「八朔」の江戸入部以

前、七月十日小田原入城以降における家康の動静はどうであろうか。これに関しては、先に中村孝也博士の研究があり、①家康が八朔以前に江戸に入っていること、②七月二十六日頃宇都宮に赴いていることの二点を、はじめて明らかにされている。^(註3)しかし、史料的な裏付になお不足の

きらいがあるので、本節において若干補足したいと思う。

まず、家康の江戸入部に関する従来の諸説を見てみるに、「武徳編年集成」では、七月二十九日に小田原を発つて、八月一日江戸入りしたとく記している。「朝野旧聞哀藁」・「徳川実紀」等もこれによっている。また「武備神木抄」では、八月朔日小田原を進発し、その日のうちに江戸に入部したと記している。小田原を出発した日には相違があるが、八月一日にはじめて江戸入りしたことにおいては相違がない。しかし、以上の諸書は、後世の編纂にかゝるものであるから、これによつてたゞちに家康の動静を知るわけにはいかぬ。

そこで次に、当時の確かな史料に解答を求めれば、前掲「小幡文書」に、

小田原城当年中ハ、家康可有御出由候。^{〔居カ〕}来年江戸へ御越候へと、被仰出候。

とあり、また前掲「浅野家文書」所収氏名未詳書状の一節に、

家康をも江戸まで被召連、江戸之御普請可被仰付由、御説被成候。

と見えるにとゞまり、家康の動静を知るうえの積極的な証左にはならない。すなわち「小幡文書」の秀吉の指示は変更されて、結果的には家康は「当年中」に江戸に移つてしまつてゐる。しかし以上のように、秀吉が家康に対してなにかと指示を与えているのには注意したい。この事實は、当時が軍事体制下であるということゝあいまつて、家康は当然単独行動はせず、秀吉の指示に基づく行動、あるいは秀吉の動静と無関係な

らざる行動をとつていたであらうことを想起せしめるに十分である。

そこで、氏名未詳書状を再読すれば、秀吉は奥州への発向に際し、家康を江戸まで同道させて、そこで江戸城の普請を命ずるつもりであつたのだ。そうなれば当然、家康に対しても、その旨の指示が出ていたはずである。ちなみに秀吉は、小田原で一息つくと、十六日（あるいは十七日^{〔註4〕}）奥州征伐に進発し、事実江戸に立寄つてゐる。江戸に着いた日ははつきりしないが、二十日に江戸をあとにしている^{〔註5〕}。したがつて、先の論旨に立てば、秀吉の「御説」が変更されなかつたかぎり家康も江戸に赴いたはずである。同道しないまでも、秀吉と無関係ならざる行動をとつていたのであるまいかと、当然推測されるところである。

この推測に対して、中村孝也博士は新見解を示された^{〔註6〕}。博士は、家康は秀吉より一足先に江戸に来ていたと、「家忠日記」七月二十日条から導出されたのである。すなわち、その条には「明日三州へ帰候へ之由、御意候。御国かハリ女子引越の事也。関白様ハおくへ御通被成候」とあり、このうちの「御意」に注視された結果である。つまり、この「御意」は、江戸にいる家忠に（彼は七月十八日江戸に到着していた^{〔註7〕}）国替の引越準備に三河へ帰るように命じているのであるから、「御意」は江戸にいる家康に違ひない、と推定されたのである。もちろん、この博士の見解は成立ちうるが、しかしかならずしも家康の江戸入来を確実に立証することにはならない、と私は思う。なぜなら、家康が江戸以外のところにおいて、その地から人を介してその意を伝達した場合にも、江戸の家

忠が「御意」と記す可能性がまったくないとはいへきれないかと考えるからである。

そこで、次の片桐・早川連署書状案を参照されたい。

猶以四ヶ所当知之外ハ、能々相改、兩人判仕進之候。

先度鎌倉ニ而被仰出候。八幡領・建長寺・円覚寺・松岡四ヶ所之儀、如前々、当知之分、惣国御檢地被仰付候間、本之田地無相違可被下旨、御詮候。此等趣、自兩人可申上旨候。尤參可得御意儀候へ共、俄奥へ御使ニ罷越候条、如此候。可然様御取成頼存候。恐々謹言。

(天正十八年)
七月廿三日

片桐 市正^(直倫)
早川主馬正^(長政)

高力河内守殿^(清長)

成瀬伊賀守殿^(国次)

御中

これに対する返書は高力の案文が残っている。

鎌倉八幡領并建長寺・円覚寺・松岡之儀ニ付而、御状同指出給候。

則拙者江戸へ罷越、具家康へ令申候処に、

御詮之旨、相違不可有之由、伊奈熊三ニ則被申付候。彼御房我々懇

比ニ引合申候間、可御心安候。恐々謹言。

(天正十八年)
七月廿六日

高力河内守

清長判

片桐 市正殿

早川主馬正殿

御報

(註9)

前者は、秀吉の奉行片桐直倫・早川長政の二人が、秀吉の命をうけて鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・東慶寺四寺の所領については、相模国全土の検地をおこなうも、もとの所領を改変せずに与えるべき旨を、家康の奉行高力清長・成瀬国次の二人に伝えたその案である。後者は、その秀吉の意向を、高力清長が江戸に赴いて家康に伝達したところ、その意を諾した由を返書として認めたものである。^(註10)この高力の案文中の「則拙者江戸へ罷越、具家康へ令申候」との一節に注意すべきである。清長は、七月二

十六日以前、江戸で確かに家康に逢っている。そうしてまた「鎌倉市史」史料編で、片桐・早川の連署書状案に「尤參可得御意候」とあるのを、「直倫等、急ニ陸奥国ニ赴クヲ以テ、江戸ニ至ラザルヲイフ」と解説しているごとく、片桐・早川の両名は、家康が江戸に知っていることを知っていてこの書状を認めたのである。だから江戸に立寄つて、家康に対面し御意をえたいと思つたところ、急に奥州に行くことになつたためその暇がないので、今、高力・成瀬の両名に家康への取成しを依頼しているのであろう。この二書状の日付は、前者が七月二十三日、後者が七月二十六日であり、少なくとも家康は、七月二十五日以前、二十三日頃には江戸に入つていてと考えて差支えないと思う。それなら、すでに二十日頃に家康は江戸に来ていたと考えられはしないか。前述のごとく、秀吉が家康を江戸ま

で同伴するはずであつたこと（これを否定する史料はない）。秀吉が江戸に立寄つたというのに、その居城主たる家康が不在なのも不都合である。それに、中村博士の説かれる「御意」についての見解。これらを勘合すれば、家康は二十日にはすでに江戸にいて、秀吉に對顔したと推断して無理はないと信ずる。あるいは中村博士のいわれるように、家康は「秀吉より一足先に江戸に来て」いたのかも知れない。家康は、そのいく日かの江戸滞在中、江戸城の検分や普請の指図、あるいは国替の準備指示等で忙しい日々を送つていたに相違ない。^(註11)

以上によつて、「氏名未詳書状」の「御誕」が、その文面通りに実行されたかどうかは分明でないが、とにかく家康は、秀吉の江戸到着に前後して江戸に来ていたことは確実になつた。

さて、そこで、次の秀吉の動静を眺めれば、彼は二十日に江戸を出発したあと、二十六日宇都宮に到着し、数日間そこに滞在している。^(註12)既述の論旨に従えば、家康はまた、この秀吉の動静と無関係ならざることが当然予期されるのである。それでこの点を念頭において、次の書状を参照されたい。

急度申候。^(信雄)仍内府御身上之儀、於宇都宮、種々御取成申上候。^(秀吉)上様御氣色於可然候間、可御心安之旨、相心得可被申候。其地ニ可被相待候間、罷越、様子可申候へ共、此地より直に示候て帰宅候間、先早々如此候。恐々謹言。

天正十八年

八月四日

曾我又六殿^(秀吉)

家康(花押)

猶々眼氣散々ニ哉候間、用他筆候。^(註13)

この書状は、織田信雄の臣曾我尚祐から、秀吉の勘気を解消してくれるようにとの依頼をうけた家康が、その取成した結果を報じたものである。中村博士は本状に注目され、その解説で「於宇都宮、種々御取成申上候」を、家康が宇都宮で秀吉に面会したといふ意味だとすれば」と、家康の宇都宮に赴いていることを認めながらも、確信はもつておられないらしい。ところが、後述する八月七日付井伊直政宛秀吉朱印状に、^(註14)

於宇都宮、其方事、内儀家康へ懇々被仰聞候。

との一節がある。これによれば、秀吉は宇都宮において、直政のために、なにごとかを（おそらく身上幹旋であろう）家康に懇々と申し聞かせたというのであるから、秀吉・家康の両名が宇都宮で面会していることは間違いない。しかし、家康が宇都宮に赴いた日次になると、これは分明でない。中村博士は「七月二十六日ごろ家康は宇都宮に居」たと説いておられる。^(註15)だが、この見解には若干の疑問がある。すなわち、「士林証文」所収の七月二十八日付家康宛秀吉朱印状を参看すると、「去廿六日書状、今日廿八、於宇都宮到来、加披見候」と見えており、家康は二十六日付で秀吉に一書を送つてることがわかる。家康が、二十六日宇都宮で秀吉に別れて後に認めたと考えるなら不自然ではないが、それよりも秀吉が家康に返簡した七月二十八日以後、晦日までの間に、家康は宇都宮に赴

き、そして秀吉に面会したと推定する方が、むしろ妥当ではあるまいか。かくして、宇都宮に赴いた家康は、急拠江戸に戻つたと見え、一天正日記「八月一日条によれば、この日、あらためて江戸に入部したのである。おそらく家康は、この日、ある程度新装なつた江戸城へ儀式的な意味で入つたものと思われる。^(註16)それゆえこの日が、後世八朔の入国として喧伝されたのもあろうが、「八朔」の祭典が家康の江戸入部最初の日として記念されるならば、それは史実に照らし見るとき、さしたる実際の意味を有するものではないことが諒承されるであらう。

註1 「校註天正日記」・「家忠日記追加」・「落穂集(同追加)」・「武徳編年集成」

「武徳大成記」・「朝野旧聞哀壘所載関東陰陽家触頭数兵庫先祖書」・「文政寺社書上」等。

2 「雑話筆記」(朝野旧聞哀壘所載)によれば「八月朔日は、五節の祝義に同じく、殿中に於て、甚た御祝義之規式厳重」だつたという。また「東照宮御実紀」(巻六慶長八年条)に「八月朔日たのものお祝として、大内へ御太刀折紙を進らせ給ふ。在京の諸大名まうのぼり、当日を賀し奉る」とも見えてゐる(国史大系本八六頁)。

3 中村孝也博士「徳川家康文書の研究」中巻の一四頁。

4 中村博士は十七日説(前掲書一四頁)、「鎌倉市史」(概説編五一八頁)は十六日説を採用している。

5 「家忠日記」七月二十日条。なお秀吉の江戸到着については十九日と説くものがある(「東京市史稿」皇城篇一の三〇五～三二三頁)。

6 中村博士前掲書一四頁。

7 「家忠日記」七月十八日条。

8 「鎌倉市史」史料編二の四七五(帰源院文書)。

9 右同書四七六。

10 この二書執筆時における早川・片桐、ならびに高力・成瀬等の所在は分明でないが、高力は鎌倉にいたと思われる。

11 中村博士前掲書一四頁。

12 秀吉が宇都宮を離れた日ははっきりしないが、七月晦日にいたるもなお宇都宮に滞留していたことは、同日付の秀吉朱印状に「去廿六日、下野国宇都宮へ相移、逗留候^{○中略}近日会津へも可被移御座候」とあることによつて確かである(「武徳編年集成」所収秀吉朱印状)。

13 「古簡雜纂」一二(内閣文庫蔵)。中村博士前掲書二〇頁。

14 「中村不能斎採集文書」巻一。

15 中村博士前掲書二二頁。

16 右同書。

四

この世に生をうけてより四十九年、三河から東へ遠江・駿河、北進して甲斐・信濃と、激しくも厳しい戦国の世を生抜いてきた家康は、今や、その故地を離れて新しい土地に第一歩を踏出すことになつた。家康はいかなる決意を胸に秘めていたろうか。「東照宮御実紀」によれば、「汝等さのみ心を勞する事なかれ。我たとひ旧領をはなれ、奥の国にもせよ、百万石の領地さへあらば、上方に切てのぼらん事容易なり」と豪語している。^(註1)秀吉の命令に妥協して関東に転封するには、家康にしてもある見通しはもたなくてはならぬだろう。

いずれにしても、北条氏五代九十年の恩威に馴らされた広漠たる土地に入つたとき、即刻なすべきことは、家臣団を要地に配置して現地を押

えることである。「東照宮御実紀」に「関東は年久しく北条に帰服せし地なれば、新に主をかへば、必一撥蜂起すべし」と述べられているが、^(註2) とき、在地勢力の抵抗は十分に予測されよう。

ところが、従来^(註3)、家康の関東入国に際しては「ほとんど摩擦なく」それがおこなわれ、また入国後も「ほとんど在地勢力の反抗が見られない」とかいわれている。^(註4) しかしそれは現存史料から立証されないだけである。^(註5) 事実は相当に軋轢・抵抗があり、それに対する弾圧も加えられたと考えるのがむしろ自然であろう。その一斑を示す史料として「和漢朗詠集私註」の奥書がある。すなわち、

于時天正十八年^(庚寅)八月廿八日、於東足利中里西刻書写早。

併関白有北条退治ノタメニ御下着、北条一族皆亡。又残関八州諸家、為国替ト号シテ、東ノ方ノ人ヲハ西ニ左遷、東海道ノ衆ヲハ関東ニ在国シ、或ハ死シ、或ハ生カス。悉サタカナラサル也。東国ニハ、只長尾^(顯長)・由良兄弟ノミ東国ニアリ。然レトモ、本在所ヲハ退ケ、常陸ノ国ウシユクト云所ニ留ム也。此時分ニ在足利僧侶苦勞ス。筆者玄純房^(註6)

関東における戦雲、いまだ消滅しきれぬ天正十八年八月中に、上野国足利学校に学ぶ一僧侶が、その目に映じた時勢を素描したものであるが、物情騒然たる関東の世相を如実に教えてくれる。なかでも「或ハ死シ、或ハ生カス。悉サタカナラサル也」という一句は、そういうわしめるほどに、秀吉が断乎たる態度で、在地勢力および北条氏遺臣中の危険分子に

対処したことがよく知れる。かゝる掃蕩的ともいゝうる処置のほどこされていゝる事実を見落してはならない。そうして家康自身も、転封に際しての摩擦を回避するために、またその後の領国経営に支障なきを期するがために、しばらくはかゝる秀吉の強圧的態度を継承したであろうことは想像するに難くない。だからこそ摩擦はあつても、転封はさしたる破綻もなく進行しえたといゝえよう。

このような不安裡にある関東新領国には、その経営の布石の第一段階たる知行割も、早急を用することはいうまでもなからう。しかるに、一般には「八月朔日江戸入城より二週間の後、八月十五日に至り、始めて部下の諸將を関東諸国に^(註7)分封」したとの見解に代表されるように、八月十五日が最初の知行割施行期日とされている。だが、これでは転封発表後一カ月以上も経過した後ということになり、いくぶん遲怠の感がしてならない。しかも、就封の施行期日を八月十五日と決定しうる確実な史料は、管見の限りでは見当たらないし、また既存史料にしても、その日は一定でない。たとえば、「御入国知行割」では「天正十八年迄、北条衆持城領主跡、同歲八月十五日被下之」とあり、「古今制度集」では「天正十八年八月二十日、諸將に関国被遣」とあり、ともに相違する。それが「朝野旧聞哀藁」・「武徳編年集成」・「武徳大成記」・「烈祖成績」では、日次が明確にされていない。都合四十名にあまる万石以上大身者の知行割であるから、もし一齊に実施されたものなら、日次が判然としていてよさそうである。一方「寛永諸家系図伝」・「寛政重修諸家譜」のごとき系譜類を参

看しても、「十八年」あるいは「十八年八月」とだけ記した例が多く、たま／＼日次が明示されていて、「八月九日」(高力河内守清長。武蔵岩付)・「八月十六日」(酒井河内守重忠。武蔵川越の内)・「八月十九日」(酒井宮内大輔家次。下総臼井)等の若干の例に限られ、しかも日次は一定でない。このことは、後述する「特大知行取」の場合を見てもきわめて明白である。したがって知行割は、一定した時に、しかも一齊に実施されたのでは決してなく、必要に応じて、その時々、その地域の諸条件に即応しつつ実施されたものと考えられるのである。しかも、早急にである。

さて、家康が新領国関東で実施した知行割については、北島正元・藤野保岡博士によつて、その特色と意義が明快に説かれている。^(註8)北島博士はその基本方針に着目し、それは①徳川氏の直轄地を江戸附近に集中すること。②家臣団の配置にあつては、小知行取を江戸附近、せい／＼江戸より一夜泊りの範囲内におき、大知行取を遠方の地におくことの二点にあつたとする。そしてその歴史的意義については①直轄地と直屬家臣団の知行地を城下町に近いところに集中することは、純粹封建支配の物質的基礎と軍事的体制を特徴付けると共に、②それは北条氏が果しえなかつた兵農分離の急速な推進によつて純粹封建的体制が強化されたと説く。つまり北島博士は、天正十八年における家康の入国後の知行割によつて、徳川氏が近世大名化へ一歩前進し、それは織豊政権の後継者の位置につくための必須の前提であつたといふのである。^(註9)藤野博士は、この北島博士の説を批判しながら「むしろ徳川氏の全国覇権の確立、換言す

れば徳川氏を頂点とするいわゆる幕藩体制の確立を可能ならしめた所以は、家康の関東入国とともに配置された『遠方の大知行取』、つまり徳川一門・上層譜代の多数の『大名』化であり、これこそ注目されねばならないと。さらにこの「遠方の大知行取」こそ「家康の全国覇権が事実上確定された関ヶ原の役以降、いわゆる一門・譜代大名として関東以外の旧五ヶ国を中心に、やがてそれを基盤として、全国に転封・配置され」て、「徳川幕府の権力は強化され、旧族・豊臣大名に対する圧倒的優位を確立していくのである」と、関東転封を契機に創設された大身の知行取に、より積極的な歴史的意義を認めている。^(註10)

かゝる意義を有する知行割施行に関する従来の研究は、結果的現象からの考察が主で、もつと深く当時に接近して、それがいかなる時期に、いかなる情勢のもとに、いかなる意図を包含して実施されたものであるか、という点についてはあまり研究されていないようである。これを解明することによつて、知行割の歴史的意義はいつそう適確に把握されるものと信ずる。そこで小稿では特に、藤野博士の強調される「大知行取」の関東周辺部における分封について、この論点によつて述べて見たい。

藤野博士のいわゆる「大知行取」とは、万石以上のものを指し、氏の計算によれば、それは四十二名にのぼる。^(註11)小稿では、そのうちさらに巨大なる四万石以上のもの、いうなれば「特大知行取」に限定して述べることにする。^(註12)ちなみに、藤野博士の作成にかゝる「関東新領国における徳川家臣団の配置」によつて、四万石以上の大身者を表示すれば、次の

通りである。

国名	氏名	居城地	石高
相模	大久保忠世	小田原	四五〇〇
上野	井伊直政	箕輪	一二〇〇〇
〃	榑原康政	館林	一〇〇〇〇〇
上総	本多忠勝	大多喜	一〇〇〇〇〇
下総	鳥居元忠	矢作	四〇〇〇〇

(註13)

これらの五氏のうち、さいわいに史料のえられた、井伊直政・榑原康政・本多忠勝・鳥居元忠四氏の場合の個々の事例について、以下検討を加えることゝしたい。

①井伊兵部少輔直政の場合

猶々炎天之時分、御辛勞無申計候。次黒田官兵様へ御心得ニ而可有、於小田原ニ、万々御取籠付候て、委細不申達候。此通御心得所仰候。

内々御床敷存幸便之間、一筆令申候。其已来之遠路故、給音間、所存外候。小田原御立候時分者、御暇乞不申候。奥へ御供之由、扱々御苦勞察入申候。拙者者箕輪へ可罷移由、御上意候間、先々当地ニ移申事候。爰元御用等候者、可被仰越候。少も疎略在間敷候。何様御帰之時分、以面申人候者、可承候。如在存間敷候。猶重而可申達候。恐々謹言。

(天正十八年)
八月四日

井伊兵部少輔

直政(花押)

小幡右兵衛

(註14)

この書状は、井伊直政が、秀吉の奥州征伐に従軍している小幡右兵衛(履歴未詳)に、その辛勞を見舞うとともに、自己の近況を報じたものであるが、この直政は家康家臣団中最大の知行十二万石を附与せられて、上野国箕輪に入城した。文中に「拙者者箕輪へ可罷移由、御上意候間、先々当地ニ移申事候」とあるのは、まさしく「御上意」によつて箕輪に赴任したことにはかならない。ところで直政は、その箕輪移動は「御上意」によつたといっているが、しからば彼に箕輪への入封を命令したのは誰であろうか。それを知るには、同月七日付で、秀吉が陸奥長沼において直政に送つた、次の朱印状が参考になる。

(吉盛)

対木下半介書状、今日七日、於奥州長沼到来、加披見候。箕輪へ罷移候由、尤候。知行方相改、普請等可申付候。此方へ可見廻之由、無用候。御納馬之時、岩付へ成共、其近辺御泊所へ可罷出候。先度忍ニて兵糧被下候。定而書立可相届候。当分其城ニ有付候様にと、思召候ての事候。下々まで有付可申候。於宇都宮、其方事、内儀家康へ懇々被仰聞候間、可申聞候。一兩日中ニ会津へ相移候。並用等被仰付、四五日中ニ可被成御帰陣候間、可成其意候。尚木下半介可申候也。

(天正十八年)
八月七日

(秀吉朱印)

(註15)

本状は宛名を欠くが、内容からおおよび井伊伯爵家所蔵文書なるが故に、井伊直政に宛たものと考えて誤りなからう。文中秀吉は、「箕輪へ罷移候由、尤候」と、直政の箕輪移動に満足の意を表わし、また先に忍城（埼玉県行田市）において兵糧を与えたのは、箕輪に当分の間落着くようにとの思召しによつたものだとして述べている。これから判断すれば、秀吉の意志による箕輪入封であつたと解釈すべきであらう。しかも秀吉は、さらに「於宇都宮、其方事、内儀家康へ懇々被仰聞候」云々と述べている。秀吉が、家康上級家臣の一人井伊直政のために、その一身上の何事かについて、内々に、しかも「懇々」と家康に仰せ聞かせるところがあつたのである。それはおそらく直政の身上幹旋についてだと思われるが、これらの事実は、家康が関東新領国にその家臣を分封せんとするとき、その取扱ひ方については秀吉の意志が介入し、そして事実その意向が大いに反映・実現して、家臣の知行割が決定されたであらうことを推測せしめるのである。なお、秀吉は「当分其城ニ有付候様」云々といつてゐるが、実際は慶長三年になつて高崎城に移るまでのあしかけ九年間、直政は箕輪に在城している（高崎市史）。このように長期間改変せざることは、たとえ知行割が秀吉の意志によるものであつたにせよ、それは単なる一時的配置にとゞまるものではなく、恒久性を有するものであつたことが理解できるであらう。

②榊原式部大輔康政の場合

猶々以、祭別而目かけ申人候間、御六借候共、たのみ存候。以上。

大宮春長、年来御訴訟被申候。社人免・富士田所方之儀、于今無落着ニ付而、御朱印申請度之由被申候。我等急上野へ罷越候間、御六借候共、御披露候て可給候。頼入候。御国替も候へハ、彼以御朱印、已来申立度候由、被申事候。委細春長、可為口上候。恐々謹言。

（天正十八年）
七月廿日

（榊原式部大輔）
榊原式

康政（花押）

（本多佐渡守正信）
本 佐

（註16）

榊原康政が、駿河国富士浅間神社社家の春長坊からの訴訟を解決しないがために、後事を本多正信に委託したのは、急に上野国にゆかねばならなくなつたためである。「静岡県史料」では、この書状を解説して「天正十八年八月康政上野館林城主となり、十万石を領す。七月廿日其任に赴かんとするのである」と。ほかに康政が上野に向う理由は分明でないし、「急上野へ罷越候」とあるのは、そのように解釈して大過なからう。この康政の場合は、七月二十日付の書状である点で、ほかの井伊・本多・鳥居の二氏に比較して時期的に最も早い。これは、たゞ／＼康政が移動の由を早く口外したからであらうが、この事実は、七月二十日以前にすでに就封せられた家臣もいることの有力な証左になると思われる。

③本多中務大輔忠勝の場合

急度申入候。仍先日者能折節、貴所其地ニ御座被成、色々御肝煎忝候。御肝煎故、拙者存分ニ相澄、上総之国万喜之城被仰付、殊御知

行過分ニ被下、其上、最前小田原ニ而、御兵糧三千拝領致候。又、今度之万喜之城ニて、兵糧千俵拝領仕候。外聞実儀、施面目候。可御心安候。加様之儀も、偏御肝煎故与存候。具可申入候へ共、先以飛脚申上候。何事も追而可申候間、令省略候。恐々謹言。

(天正十八年)
八月七日

本多中務大輔

忠勝(花押)

滝川彦次郎殿

御陣所

(註18)

本多忠勝は、今次の小田原役においては、大いに戦功を表わし、七月二

十六日宇都宮で、秀吉から佐藤忠信の甲冑を与えられているほどである。

就中彼は、房総方面にその活躍が目覚しく、夷隅郡片南の地において、その

方面の鎮庄に従つてもいる。本状に「拙者存分ニ相澄」とあるのは、忠勝が

その縁故をもつて、房総方面に配封されることを希望していたものと思

われる。その希望は、さいわい万喜城において実現され、しかも過分な知

行まで頂戴できたので、今、その喜びを世話に預つた滝川彦次郎忠征に、

謝礼かたぐい報じたのである。特に本状では「加様之儀も、偏御肝煎故

与存候」と忠勝は述べているが、これは既述した井伊直政の場合と類似

性があつて重要である。すなわち、忠征は奉行クラスの秀吉近臣である

が、忠勝はその忠征を仲介に頼んで、秀吉に対しての自己の身上韓旋の労

をとつてもらつた結果、より有利に忠勝の身上は実現しえたからである。

このような秀吉近臣を利用する裏面工作の認められる事実は、蓋し秀吉

が家康上級家臣の就封・配置に介入していることを明示するものにほかならないであろう。なお、忠勝は大多喜、あるいは小滝に入城したとい

われているが、本状によれば明らかに万喜である。後日になつて大多喜

(あるいは小滝)に変更されたのであろうか。後考を期したい。

④鳥居彦右衛門尉元忠の場合

急度申越候。仍下妻ノ城へ、早々可被相移候。不可有油断候者也。

(天正十八年)
七月廿三日

御黒印

鳥居彦右衛門尉殿

(註24)

中村孝也博士は、本状を解説して「鳥居彦右衛門尉元忠は○中ここに

至り、家康より常陸下妻城の攻略を命ぜられたのである」と述べておら

れる。なるほど「鳥居中興譜」には、「重テ東照宮、御書ヲ元忠ニ下サレ、

筑井城攻伏申、直ニ下妻城へ発シ、急ニ誅戮スヘキ旨也。依テ元忠、兵

ヲ率テ下妻ニ至リ、是ヲ囲ム。城兵遂ニ伏ス」と記されている。しかし、

常陸下妻城主多賀谷重経は、すでに五月二十三日小田原に参向して秀吉

に恭順の意を示し、早速石田三成に従軍して忍城の攻略に参加している。

こうした段階において、下妻城の攻略のために元忠を移動させたと解釈

するのは適当ではないと思う。これは多賀谷重経に対する仕置の、いま

だ判然としない当時において、元忠はひとまず下妻城に入封すべく命令

を受けたのではなからうか。すなわち、元忠は、実際は下総矢作に入つ

たのであるが、下妻と矢作は、ともに江戸より見てほど北東の視角内に

位置しており、この方面に入封させようとする志向が、その根底にあつ

たのではなからうか。この元忠も例に洩れず、七月中にいちおうその入封先が決つていたものと看做して差支えないと思う。

以上述べてきた四氏に限るならば、その就封は、例外なく七月中に済まされているようである。決して八月十五日にいたるまで、家臣の就封とその配置に着手しなかつたわけではなく、既述の伊豆国が家康に与えられた場合のごとく、これも軍事行動の進捗に従つて適宜実施されていたものに相違ない。^(註27)しかも秀吉の介入によつてある。これは井伊・本多の両氏に限定されるものではなく、^(註28)程度の差こそあれ、大局的にはほかの大知行取の場合にもおよんだのではなからうか。

さて、従来、こうした知行割については「奥羽大名の帰趨の見通しがほぼ明かになつた機会において、家康は関東の新領土に部将を分封したのであつた」^(註29)とか、あるいは「関東の非領国における秀吉臣従の旧族大名に対峙する配置方針がとられたのである。すなわち、上総大多喜の本多忠勝一〇万石は安房の里見氏に、上野館林の榊原康政一〇万石は常陸の佐竹氏にそれぞれ対峙する意味をもち、同箕輪の井伊直政一二万石は越後・信濃等関東外の秀吉臣従の旧族大名ないし豊臣大名に対峙する意味をもつた」^(註30)等の見解が示されている。しかし、この知行割の形態・施行事情を論ずるにあつては、前述のように秀吉の意志の介入が顕著に認められる事実を知るとき、それは別に、秀吉による東国支配という大きな構想から再検討されなければならないと、私は思う。

一体、当時は、北条氏征伐の落着は見たといつても、奥州に対しては

まさに軍事行動が起されんとしていたし、また関東にしても、依然として戦雲消滅せざる不安裡にあつたのである。こうした情勢にかんがみると、家康配下の有力家臣の知行割が、秀吉の意志の介入とその反映によつて早急適切に実施されているからには、そうした新たな東国支配という観点からの秀吉の積極的な意図が包含されていることは疑いない。すなわち、戦局地奥州に対する後続関東の臨戦的安定と、家康有力家臣の効果的な利用である。特に有力家臣は、それ相應の軍勢力を保有していたから、問題の勃発した際たゞちに使用しうるのである。それは、十八年の暮から翌年にかけての葛西・大崎の一揆、あるいは九戸政実の一揆等の討征に、家康有力家臣中、井伊・榊原等の活躍が顕著なことで^(註31)も諒承されよう。そしてさらにこの意図は広義に発展して、統一政権の権力者としての立場から、将来の東国支配という大構想に結実していくものであることは疑いない。そのためには、家康の関東経営が破綻なく進行することが前提条件であるのは、秀吉・家康どちらにとつても変りないから、この点にも留意しての知行配置であつたに相違ない。要するに、当時における臨戦体制の維持・継続と、^(註32)将来への東国支配という、二つの観点からの配慮が濃厚であつたと思われる。したがつて、家康は豊臣大名に対峙させるために有力家臣を関東周辺地に配置したと、その点のみ力説するのは至当ではなからう。すなわち家康側だけの守備体制ではなかつたこと、もつと大きな構想に基づいて生出されたものであることが考慮されてしかるべきであらう。

そこで節を結ぶにあつて、秀吉はどうして家康の関東転封を実現し、

またその有力家臣の就封に介入することが可能であつたか、この点に関して一瞥し、あわせてその意義について考えておきたい。その解明には、まず当時における秀吉・家康両者間の力のバランスということを考慮しなければならぬであろう。すなわち、家康は秀吉に臣従する一大名であつたことである。なるほど、天正十二年の小牧・長久手の役では互角に戦つた好敵手同志ではあるが、同十四年の家康の上洛以来、秀吉は北陸・九州征伐を完遂し、そして今次の北条氏征伐をもつて、名実共に統一政権の権力者たる座につくにいたつたのであり、相対的にそれだけ家康の比重は降下していったといえるであろう。それは、秀吉が家康を指して「其方」といつていること、^(註33)反対に家康が秀吉を指して「上様」といつている事実でも諒承されると思う。だからといって、いちがいに他の豊臣大名と同様に律しえないものがあり、殊に今次の北条氏征伐では、家康が北条氏直の外舅であるという立場から、またその軍勢力を有効に利用する都合上、秀吉はことさらに考慮を払わなければならなかつたであろうことは想像するにあまりある。そんな家康を関東に転封し、その有力家臣の就封に介入しえたもう一つの有力な原因は、秀吉が適確に時宜を掌握したためであると思う。すなわち、先に述べたように、強力な軍事行動の背景のもとに、その過程において、有効かつ効果的な機を巧みに利用したのである。戦時体制下であることが、家康に考慮の余地を与えなかつたということもあつたかも知れない。秀吉の政治手腕の面目躍如たるところである。畢竟、その政治手腕にまきこまれた家康は、さらに一步豊臣大名としての性格を強化せざるをえなくな

つたのである。そして特に、有力家臣の就封における秀吉の介入は、徳川氏の家臣団支配構造に直接食込むことになつた。かつての天正十五年、九州征伐落着後における島津氏に対する秀吉の干渉は、知行の分配方法によび、島津氏の重臣伊集院忠棟のごときは、秀吉によつて知行分配の命が出されている。^(註35)これは毛利氏における安国寺恵瓊・柳沢元政のごとく、秀吉は有力家臣を直接的に自己の意志下に置くとする、^(註36)換言すれば有力家臣団解体の方向を打出そうとしているものと考えられるのである。徳川氏の場合も、事情の差異はあるにしても、同様に理解されうるのではあるまいか。秀吉が、家康の移封という、史上類なき大規模な転封を敢行した今一つの意味は、蓋しこの点にもあつたと思う。

註1 国史大系本五九頁。

2 同右。

3 鈴木良一氏「豊臣秀吉」一一九頁。

4 北島正元博士「土地制度と農村構造——幕藩体制成立の基礎過程」四九頁（歴史学研究第三二二五号）。

5 江戸幕府三百年の治世下に、これら「神祖」家康の弾圧に関する史料は、すべて回収されたのではなからうか。

6 「弘文莊待賈書目」第二十五号による。

7 中村博士前掲書二二頁。

8 北島博士「徳川氏の初期権力構造」（史学雑誌六四の九・藤野保博士「幕藩体制史の研究」）。

9 北島博士前掲書三二七頁。

10 藤野博士前掲書一二四頁。

11 藤野博士前掲書一二五頁。

12 今、四万石以上の特大知行取に限つたのは、他意あるわけではなく、一に

史料制約による。

- 13 藤野博士前掲書一二四頁綴込みの一覧表による。なお、下総の結城晴朝の跡目を相続した秀吉の養子羽柴秀康は、家康の第二子であるということでおおし除外した（藤野博士の綴込み一覧表によれば、この秀康は一〇一〇〇〇石を給されている）。

- 14 「小幡文書」。

- 15 「中村不能斎採集文書」巻一。なお、この書状には「天正十八年八月七日代筆（包紙書木下半介筆）。井伊伯藏」との不能斎の註記がある。

- 16 「静岡県史料」第二輯所収旧四和尚宮崎氏文書一九。

- 17 浅間神社社家の一で四宮仕（四和尚）を勤めて、世々春長坊と称し、宮崎氏といった。

- 18 「堀江澹三郎氏所藏文書」。

- 19 「武功雜記」・「武辺咄聞書」・「落穂集」・「武徳編年集成」・「羅山文集」・「謙牒余録」等。なお「寛永諸家系図伝」によれば、忠勝は甲冑拝授のために戸南より宇都宮に赴いたという。

- 20 右同書。

- 21 また万喜は万木に作る。現在夷隈郡夷隈町の字にして、夷隈川の右岸に位置する。家康入国以前は土岐頼春の居城であつたという（「房総叢書」・「大日本地名辞典」）。

- 22 尾張国中島郡桶島村の産という。はじめ木全を称したが、その父忠澄のとき滝川一益に仕え、忠征のとき忠功によつて滝川の称呼をゆるさる。そして天正十二年一益出家流浪の後には豊臣秀吉に仕えて、使番・普請奉行等を務める。今次の小田原役にも従軍して、戦目付・検使として八王子城・忍城の攻略に参加している（「寛政重修諸家譜」・「尾張志」・「堀江澹三郎氏所藏文書」等）。
- 23 大滝とするものに「封内広狭録」・「寛永諸家系図伝」・「寛政重修諸家譜」・「藩翰譜」等があり、小多喜とするものに「御入国知行割」・「古今制度集」・「武徳編年集成」・「武徳大成記」等がある。なお忠勝は、この後慶長六年に伊勢の桑名に転じた。

- 24 「鳥居氏所藏文書」・「古文書集（中村博士前掲書二三頁）」。

- 25 中村博士前掲書一三頁。

- 26 「立花文書」・「黒田家譜」・参謀本部編「日本戦史」小田原役四六頁。

- 27 既述の例は、すべて四万石以上の特大知行取である点で異論も出ようが、武蔵国忍城に一万石で入つた松平家忠の場合も、その就封は八月初旬には実施されている。すなわち、彼の「家忠日記」八月八日条に「江戸より、川越城被仰付候由、申来候」とある。前述のように、引越準備のために三河に帰つてた彼のもとへ、その報告がもたらされたのであるから、川越城に移るべき命は、八日以前に発せられているわけである。ところが家忠の江戸帰着の二十六日に再下命があつて、川越から忍に変更された。同記二十六日条に「江戸迄こし、煩候て、出仕ニハ不出候。をしの城被仰付候由、深尾清十郎御使。早々うつり候へ之由、御意候」とある。変更されてはいるが、先の川越城が八月八日以前に一旦決つてゐる事實は、一万石級の家臣の場合も、七月下旬から、すでにその就封は着手されていたと考えて差支えなからう。しかも、忍への変更を通知した際は「早々うつり候へ」と、早急に忍城へ赴くべき指示を与えており、当時家臣の配置をいかに緊急に処理していたか、これによつても察しがつくであらう。

- 28 秀吉が、井伊・本多・榊原の三氏に一〇万石の大封を与えるよう、家康に勧告したことは、「見聞隨筆」に、

関東御打入之時、家康公正太閤被仰しハ、今度国替、殊に御知行も増候間、定而諸士正も加増給りつらん。井伊・本多・榊原の者共に、何程給りたるにやと御尋有しに、家康公太閤の大慮を御存候夏なれハ、三家之面々江ハ、五万石ツムとらせ可申存る由被仰しかハ、夫ハ少祿也、拾万石ツムも給り候ハ、大概当り可申と、御申被成候。依之拾万石被下候ける。

と見える。「朝野旧聞哀稿」でも、「貞享書上」・「内藤家譜」・「豊臣秀吉譜」・「三國記」・「御先祖記」等を引用して、秀吉の意向によつたことを是認している。したがつて、こうした特大知行取は、秀吉によつて創設されたところ大であつたといつても差支えあるまい。

- 29 中村博士前掲書二二頁。

30 藤野博士前掲書一二七頁。

31 たとえば、天正十八年十一月、一揆蜂起の報江戸に達するや、家康は榊原康政を先鋒として赴援せしめている（『伊達政宗卿伝記史料』）。また翌天正十九年七月、家康は兵を率いて江戸を発しているが、井伊・榊原・本多等がこれに従っている（『家忠日記』七月十九日条・『南部文書』・『徳川文書』・『創業記考異』・『神君年譜』等）。もちろん秀吉の要請によつてである。

32 すでに天正十八年以前において、家康は、秀吉から東国における諸氏間の軋轢解消に当らされている。天正十六年、伊達政宗は、最上義光と対立し、また大崎義隆・蘆名義広・相馬義胤・佐竹義重・岩城常隆等とも相拮抗していたが、その七月、これら諸氏間に和が成立している。この和議成立には、秀吉に依頼せられた家康の斡旋によるところが大であった（中村博士「徳川家康文書の研究」上巻の七一四頁）。この年の家康書状に「其表惣無事之儀、家康可申

嘆旨、從殿下被仰下候間、御請申」との一節が散見していることでも諒承されよう（『伊達家文書』・『片倉家譜』等）。また次のような秀吉朱印状がある。
对石田治部少輔書状、遂披見候。関東・奥・向国之惣無事之義、今度家康被仰付条、不可有異儀。若於違背族者、可令成敗候。猶治部少輔可申也。
（天正十六年九月）
十二月三日
（秀吉朱印）

多賀谷修理之介殿

（下総古文書類）

本書は、天正十六年のものと推定するが、この頃からすでに家康をして東国統治に起用すること、ひいては家康の関東転封の素因は底流していたともいえるだろう。

33 一例をあげれば、天正十九年五月十九日付家康宛秀吉朱印状に「鎌倉鶴岡八幡宮造営事、最前如上意、直雖可被仰付候、其方外聞候間」云々とある（『鎌倉市史』史料編一の二三七鶴岡八幡宮文書）。

34 第三節引用の曾我高祐宛家康書状参照。

35 「島津家文書」一の三七八および三七九・西藩烈士干城録。
36 「柳沢文書」。

五

最後に、秀吉はなにゆえに家康を関東に転封させたか、この点について少しく考えてみたい。この課題は、前節の知行割における秀吉の意図と表裏の関係にあるが、こゝではさらに大局的に眺めてみたい。

一般に、家康の関東転封は、優遇のように見えるが、その実は秀吉の敬遠策であるとか、^(註1) またむしろ家康が希望し、期待するところがあつたのだとか説かれている。^(註2) しかし、それらの見解は確実な史料によつてい

るわけではなく、実際は種々の事由が錯綜して家康の転封は実現したのであろうから、秀吉・家康両者の胸裡を見抜くことは至難である。しかし私は、若干の新しい史料により鄙見を呈しておきたい。

まず、「東照宮御実紀」を一見してから論を進めることにする。

秀吉今度北条を攻亡し、その所領ことごとく君に進らせられし事は、快活大度の挙動に似たりといへども、其実は、当家年頃の御徳に心腹せし駿・遠・三・甲・信の五国を奪ふ詐謀なる事疑なし。其ゆへは関東八州といへども、房州に里見、上野に佐野、下野に宇都宮、那須、常陸に佐竹等あれば、八州の内御領となるは僅に四州なり。かの駿・遠・三・甲・信の五ヶ国は、年頃人民心服せし御領なれば、是を秀吉の手に入。甲州は尤要地なれば、始に加藤遠江守光泰を置、後に浅野弾正少弼長政を置、東海道要樞の清須に秀次、吉田に池田、浜松に堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府に中村を置、

是等は皆秀吉服心の者共を要地にすえ置て、関八州の咽喉を押へて、少しも身を動し、手を出さしめじと謀りしのみならず、又関東は年久しく北条に帰服せし地なれば、新に主をかへば、必一揆蜂起すべし。土地不案内にて一揆を征せんには必敗べきなり。其敗に乘じてはからひざまあるべしとの秀吉が胸中、明らかにしるべきなり。されば御家人等は、御国換ありとの風説を聞て大に驚き騒しを、君聞召、汝等さのみ心を勞する事なかれ。我たとひ旧領をはなれ、奥の国にもせよ百万石の領地さへあらば、上方に切てのぼらん事容易なりと仰ありて、自若としてまし／＼けるとぞ。

云々と述べている。^(註3)要するに、秀吉が家康を関東に転封せしめたのは、優遇のごとく見えるが、その実は「年頃の御徳に心服せし駿・遠・三・申・信の五国を奪ふ詐謀」であり、そうしてその故地には秀吉股肱の家臣を入れて、家康を関東に封鎖せんとしたものである。しかも国替すること自体が一揆などの危険性があり、その窮境挫折に乗じて奸策を施そうとする心算であつたと、秀吉に対してきわめて辛辣である。本書の性格から当然ではあるが、これでは優遇策は勿論のこと、敬遠を過ぎて、むしろ冷遇策というべきである。とくに「秀吉服心の者共を要地にすえ置て」云々とか、「土地不案内にて、一揆を征せんには必敗べきなり。其敗に乘じて」云々とか説くのは、少しく無謀であろう。秀吉のため弁護すれば、家康を関東に移せば、そのあとに手腕ある秀吉家臣が配されるのは当然であり、彼等にしても転封であることにおいて、条件は家康と同じ

であろう。それにその領国経営には、なにかと家康ならびにその旧領主階級の家臣との間に、親密な連絡を保つことがぜひ必要であつたのに相違ない。また、別に秀吉は、かの小牧・長久手の戦で家康と組んだ、親睦浅からぬ織田信雄を、家康の旧領に配せんとした事実がある。これが実現したら、両者は背腹を接したはずである。さらに縷述したように、家康新領国経営の第一段階たる有力家臣団の転封と配置に、秀吉が介入している事実がある。

以上のようなことを、実紀の説くがごとき冷遇策のみ意図する秀吉が施すであろうか。秀吉はもつと建設的な見地に立つていたはずである。さればといつて、優遇策でもなかつたろうと思う。次の史料を参照されたい。

細々芳札、不浅次第二候。我等存分、先達、以家僧申述候キ。定而、可為参着候。世間御分別、只今ニ候。諸事御遠慮候者、以来、慥御後悔可有之候。家康なとハ、北条方ヲ打捨、閑手之、雖無双之御忠節候、御進退散々ニ候而、関東へ御移、中々浅間敷様躰、度々申来候。^(浅野彈正少弼長)然而浅弾・関東衆同道候而、仙道迄下向之由候。併中々無人衆にて候条、とても／＼此表なとへ、可被打出様無之由申候。上衆様躰、無是非模様ニ候。何事も御手違かと存候。恐惶謹言。

(天正十八年)
十二月七日

身判

追啓。^(氏郷)蒲生殿者、大崎名生之地ニ籠城ニ候。一揆之面々、取懸候間、不可有程候。以上。

この書状は、文面から天正十八年のものであることは明瞭である。^(註5)
受取人の「南部殿」は南部大膳大夫信直と思われるが、差出人は「身判」とあるだけで分明でない。しかし、秀吉の奥州進軍の結果まき起つた、葛西・大崎一揆による混沌とした社会情勢の最中において、その去就につき重大な立場に立たされている、東北辺境の一領主階層であろうことは、おおよその察しがつく。「世間御分別、只今ニ候」とか、「諸事御遠慮候者、以来慥御後悔可有之候」とか書いてるのは、蓋しそのためである。そうして「御遠慮」・「無分別」の顯著な一例として、家康をとりあげて、「家康なとハ、北条方ヲ打捨、閑手之、雖無双之御忠節候、御進退散々ニ候而、関東へ御移、中々浅間敷様、度々申来候」と述べている。おおよその文意は、「家康は北条氏を見捨て、秀吉のために比類ない働きをしたけれども、その進退はひどいもので、関東に移された、まことに意外である」というところであろう。そういつたことを、しかも「度々申来候」とあるように、家康の意外な転封を身近に実見したらしきものが、本状の差出人のもとにたび／＼報告して来ているのである。本書の差出人は、むしろ中立的な立場にあつたと見るべきで、天正十八年当時の史料として、当時代人の世評をあからさまに物語っていると考えて差支えなからう。蓋し、こゝでは、家康の関東転封が優遇であるとはとうてい理解できないし、ましてや家康が希望していたとも思われないのである。^(註6)

秀吉は、北条氏征伐を完遂して、いざ家康等を国替しようとした際には、そうとう積極的な意気込みをもつてこれに着手したらしい。それは、天正十八年八月三日付小笠原貞慶書状に「日本国をハ替候はん」と、被仰候」と見えるし、前掲「和漢朗詠集私注」にも「国替ト号シテ」云々とあり、秀吉が大宣言をしていたらしいことで明らかである。家康の転封も、その大宣言の一環を構成するものとして敢行され、したがつてなみ／＼ならぬ構想と、それを実行するに十分な意志を背景にしていたのであり、家康は秀吉臣従の一大名として転封せざるをえなかつたのであろう。優遇であるか、敬遠であるか、あるいは家康の希望によるか、いずれにしても重要なのは、秀吉の主眼はもつと遠大なところにあつたということである。「論功行賞」という単純な言葉で片付けられる問題では決してない。

「寛文聞書」(朝野旧聞 哀藁所載)に、次のような記載がある。

大閤、廿一人之咄ノ衆ニ御尋有ケルハ、権現様ヲ関東ニ置候ト、伏見ニ引付ケ被召置候ハ、御心易可被成御座ト申也。大閤、イヤ／＼サニハアラス。関東ニ置ケルカ心易シ。夫ライカニト云ニ、爰元ニ置ケハ、家康卿、大閤ニ如何様成遺恨カ可出来、関東ニ被居候得ハ、何トシテ程遠候得ハ、互ニ諸事遠慮有也。サテ又大名逆心有之、大閤ヲ殺シテモ、家康卿無心元存スヘシ。家康卿殺シテモ、大閤ニシマワレント思テ、結局逆心ノ者モ有マシ。折々出合候得ハ、タカヒニムツマシクシテ、天下静謐ノ基ナリ。

事実秀吉がこういつたかどうかは別にして、こゝには家康をして天下

統治の片棒を担がせようとしている秀吉の意図が要領よく語られているように思う。結局秀吉は、家康を関東に転封することによって、関東とそれ以东の平和を維持しようとしたのである。これこそ秀吉の主目的であつたに相違ない。すなわち、北条氏を没落させ、事実上日本国の統一者となり、東国における封建的支配体制の編成替を企画したとき、いかにしたらそれは効果的であるか、全国的立場よりする秀吉熟慮の結果にほかならないと思うのである。

註1 田中義成博士は「家康をば関東に移封せるは如何にも優待せるものなれども、同時に之を敬遠したる意味ありしが如し。何となれば、三河・遠江・駿河等の諸国は、家康にとりては其根拠地なり。殊に三河は祖先以来の故国たり。家康の勢力の根柢は実に此等の故国に存在す。之に加ふるに甲斐・信濃の如き天險の地を併せ有したりしに代ふるに広漠たる関東八州を以てせるは、其得失孰れか可なるを知らず。且つ家康新に八州を経営するには幾多の歳月を要せざるべからざるは必然なり。況んや北条氏の余威尚存続せるの間、之を服するの難きに於てをや。故に秀吉の家康を八州に封ぜしは、其名優遇にあるも、其実は敬遠するにあらざるを得んや」と説いておられる（『豊臣時代史』二一六頁）。

2 北島正元博士「江戸時代史」三頁・同氏「土地制度と農村構造——幕藩体制成立の基礎過程」（歴史学研究二二五）五〇頁・藤井万喜太氏「徳川家康」一〇一頁。もつとも、「三河物語」には「さて又、家康ハ国がへ可被成におひ而へ、関東にかへ給へ。いやに思召バ御無用成。何と成共御存分次第と被仰けれバ、尤かへ可申と被仰而、三河・遠江・駿河・甲州・信濃五ヶ国に、伊豆・相模・武蔵・上野・下総・かつさ六ヶ国にかへさせられ而、関東へ寛之年うつらせ給ふ」（『文科大学史誌叢書本』）とあつて、家康の存分にまかせられたかのように書いてあるが、本書の性質から考えて額面通りには受取れない。

3 国史大系本五九頁。

4 「浅野家旧記」所収古文書写。

5 蒲生氏郷が、葛西・大崎一揆を追撃中、伊達政宗の異心を疑つて陸奥名生城に籠城したのは、天正十八年十一月のことであり、その軍を遣したのが、翌十九年正月のことである。

6 中村孝也博士は、近著「徳川家」において「祖先以来の三河を離れ、二十三年間慘憺たる苦心を重ねて経略を進めて来た遠江・駿河・甲斐・信濃を放棄して、旅行したことすらなき未知の関東に移転することは、家康の所望ではなかつたに違いない」（一〇七頁）と、非希望説を述べていられる。

7 「安筑史料叢書」所収小笠原貞慶書状（五九九）。

六

以上、徳川家康の関東転封について、私は三つの問題点を提示し、その歴史的意義を考えた。これを要約すると、次の通りである。

① 転封の発表 普通当初より関東転封の黙約があつたらしいというが、私は転封の具体化に階段のあつたこと、すなわち、はじめは北条氏の遺領を与えるという加増で約束されたが、北条氏征伐の進行中にそれは転封に変わり、七月十三日以前に確定したと考える。

② 江戸入部 従来は八朔の入部のみ知られているが、私は七月二十日頃に家康は江戸に来ており、また宇都宮にも赴いている二点を、秀吉の動静との関連において明確にした。

③ 家臣の知行割 通説では八月十五日にいたつてはじめて実施されたというが、私は早くは七月下旬頃より着手されていることを明らかに

し、またその就封に秀吉が介入している点を指摘した。

今、これら三点に注目するとき、どれも強力な軍事行動の推進下に、通説より早い時期に着手し、そして実現されていることがわかる。それはもちろん家康の個人的な事由によるものではなく、秀吉の積極的な工作の結果であると判断する。そして以上の事実から関東転封の意義を考えれば、家康の転封は秀吉の積極的意図に基づく建設的考慮の結果であること、すなわち全国的統治の具体策として打出されたもので、特に家康をして東国支配に当らせること、徳川氏有力家臣の分解を策していること等になると思う。これらは、関東転封が優遇とはいへがたいこと

とあいまつて、家康はこれを契機に、秀吉に臣従する一大名という性格を、さらに一歩強化せざるをえなかつたであろう。

なお、この問題は、残存の史料が比較的少ないのに、複雑多岐な現象であるから、将来とも研究をつんで成果を前進させたいと思う。かさねて大方の御教示を乞うしだいである。

末筆ながら、史料の閲覧を許された東京大学史料編纂所、また小稿の作成にあたつて、親身な御教示と御世話をくださった奥野高広先生、ならびに辻彦三郎・岩沢愿彦の両氏に対して、あつくお礼を申し上げます。い。